

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 4 年 7 月 2 5 日）

府省名	文部科学省
対象事業名	高等学校等就学支援金

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
14929	受給資格認定の申請	申請等	国民等	国または 地方等	100 万件程度 (推計値)	—	—	70%	令和 5 年度 末
14935	保護者等収入状況の届出	申請等	国民等	国または 地方等	300 万件程度 (推計値)	—	—	100%	令和 5 年度 末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることを目的とし、高校生等の授業料に充てるため、年収 910 万円未満の世帯の生徒等を対象に支給されるものである（設置者が代理受領）。（別紙 1 参照）

就学支援金は、公私立高校等については都道府県から、国立高校等については国からそれぞれ支給されるが、支給事務については、各都道府県の実情に応じて、都道府県から学校に一部委託されている。

また、支給を受けようとする生徒等は、入学時に申請を行い、以降毎年7月に保護者等の収入状況を届け出ることになっている。

このような支給手続きに際して、生徒・保護者等の申請・届出に係る負担や、学校・都道府県の事務負担を軽減することを目的として、文部科学省において高等学校等就学支援金事務処理システム（以下、「e-Shien」という。）を構築し、令和元年度より運用を開始している。e-Shienでは、就学支援金に係る受給資格の認定、支給額の算定等の事務処理を行っており、受給資格の認定及び支給額の算定に必要な保護者等の税額情報は、申請時にマイナポータルから取得・提出する方法又は支給権者である国及び都道府県がマイナンバーを用いて市町村に情報照会を行う方法により確認している（従来は、保護者等の課税証明書等の提出を求めていたが、本システムの導入により、原則として提出が不要となった。）。（別紙2参照）

### 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

国及びe-Shienを利用する都道府県においては、オンラインによる申請手続きが可能となっている。令和4年6月時点では、87.4%（83/95）の支給権者（ほとんどの都道府県において、公立と私立で支給権者が異なっている。）がe-Shienを利用しており、55.2%（約25万/46万件）の申請がオンラインにより実施されている。

令和3年度までは、オンライン申請においても情報セキュリティの観点からマイナンバーカードの写し等の書面提出を求めていたため、国、都道府県及び学校の事務負担軽減、申請者の利便性向上を図る観点から、マイナポータルの自己情報取得APIを活用し、申請者が税額情報等をオンライン上で取得・提出できるようシステム改修を行い、令和4年度から実装している。（別紙3参照）

一方で、自己情報取得APIの活用にはマイナンバーカードが必要であるため、マイナンバーカードが国民全体に広く行き渡るまでの間は、現行の支給権者が市町村へ情報照会を行う機能を残す必要がある。ただし、この場合においても、マイナンバーカードの写し等の提出を不要とするため、関係府省と調整の上、マイナンバーをオンライン申請画面で入力できるよう、同じタイミングでシステム改修を行った。

また併せて、令和4年度からは審査完了時に申請者がメールを受信できるようシステム改修を行った。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

<p>手続名</p>	<p>① 受給資格認定の申請 ② 保護者等収入状況の届出</p>
<p>各手続の概要</p>	<p>【概要】</p> <p>① 就学支援金の支給を受けようとする生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 4 条に基づき、学校を通じ、支給権者（国立高校等の場合は文部科学大臣、私立高校等の場合は都道府県知事、公立高校等の場合は都道府県教育委員会）に対して申請を行う必要がある。</p> <p>② 就学支援金の受給資格の認定を受けている生徒等は、同法第 17 条及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 11 条に基づき、毎年度、学校を通じ、支給権者に対して保護者等の収入状況の届出を行う必要がある。</p> <p>【年間総手続件数（令和 2 年度）、オンライン利用率（令和 2 年度を含む過去 5 年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間総手続件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 100 万件程度（推計値）</li> <li>② 300 万件程度（推計値）</li> </ul> </li> <li>・オンライン利用率 22.2%（令和 2 年度）</li> </ul> <p>※e-Shien は令和元年度より導入されているが、当該年度においては国立高校等で試行的にオンライン申請を開始しており、公立高校等については令和 2 年度からオンライン申請を開始している。そのため、過去 5 年間のオンライン利用率は算出不可。</p>

<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方  (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p><b>【目標】</b> ①オンライン利用率 70% (受給資格認定の申請) ※ 1 ②オンライン利用率 100% (保護者等収入状況の届出) ※ 2  (※ 1) オンライン利用率=オンライン申請件数/e-Shien を利用する支給権者に対して行われた申請件数 (※ 2) オンライン利用率=オンライン届出件数/e-Shien を利用する支給権者に対して行われた届出件数  ※②保護者等収入状況の届出については、①の受給資格認定申請においてマイナンバーが提示済みの場合、生徒・保護者等からの届 出行為は省略されるため、省略された届出件数はオンライン届出件数に含めている。</p>	
	<p><b>【取組期間 (達成期限)】</b> 令和 5 年度末まで</p>	
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b> ① 令和 2 年度末時点において、オンライン利用率は 22.2% (約 19 万/85 万件)。令和 5 年度末までの 3 年間で、オンライ ン利用率 70%を目標とする。 ② 令和 2 年度末時点において、オンライン利用率は 96.4% (約 181 万/187 万件)。令和 5 年度末までの 3 年間で 100%を目 標とする。</p>	
<p>オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シオンプラ ン①</p>	<p>課題</p>	<p>オンライン申請においても、マイナンバーカードの写し等の書面提出が別途必要であること。  (マイナンバーカードの写し等を書面で提出する必要があるため、オンライン申請を利用しない申請者が一定数いることが考え られる。)</p>
	<p>中間 KPI</p>	<p><b>【目標・達成期限】</b> 令和 4 年度までにマイナンバーカード読み取りによるマイナポータルの自己情報取得 API の活用及びマイナ ナンバーのオンライン入力機能を整備し、原則としてマイナンバーカードの写し等の書面提出を不要とすること により、書面提出を不要とした割合を令和 4 年度末までに 50%とする。  ※ただし、マイナンバーカードの写し等はアクションプラン①a のシステム改修後に初めて不要とすることができるため、本 KPI は令和 4 年度終了後から算出可能。</p>

		<p>【KPI の定義】</p> <p>マイナンバーカードの写し等の書面提出を不要とした申請数/e-Shien を利用する支給権者に対して行われた申請数</p>
	アクション プラン a	<p>【取組内容】</p> <p>現在は、マイナンバー利用に係る本人確認のため、マイナンバーカードの写し等の書面提出が必要となっているが、令和4年度から、マイナポータルの自己情報取得 API を活用することにより、書面提出を不要とする。</p>
		<p>【取組期限（期間）】</p> <p>令和3年度に e-Shien を改修（実施済み）。</p>
	アクション プラン b	<p>【取組内容】</p> <p>アクションプラン①a の e-Shien の改修内容を都道府県向け説明会において周知する。 オンライン申請方法を分かりやすく示した申請者用リーフレットを作成し、都道府県・学校を通じて申請者に配布するとともに、ホームページ等で周知する。 併せて、申請者の利便性や見やすさを考慮し、オンライン申請画面に表示される情報やデザインを見直す。</p>
<p>【取組期限（期間）】</p> <p>令和2・3年度の都道府県向け説明会において周知する。（実施済み） 令和3年度に、申請者用リーフレットの作成・配布・周知を行う。（実施済み） 令和3年度に行う e-Shien の改修に併せて、オンライン申請画面に表示される情報やデザインを見直す。（実施済み）</p>		
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の	課題	<p>オンライン申請利用に際して学校の事務負担があることなどから、e-Shien を利用する一部の支給権者が、オンライン申請の導入を見送っていること。</p> <p>（オンライン申請の利用にあたっては、事務負担を考慮してオンライン申請を選択しない学校や支給権者がいると考えられるほか、公私立高校等については令和2年度からオンライン申請が利用可能となったため、初年度であることを理由に導入を見送る支給権者が一定数いたものと考えられる。）</p>

ためのアクションプラン②	中間 KPI	【目標】 令和 4 年度末までに、オンライン申請を導入済の支給権者の割合を 90%、オンライン申請を利用する学校の割合を 70%とする。
		【KPI の定義】 オンライン申請を導入済の支給権者数/e-Shien を利用する支給権者数 オンライン申請を利用する学校/e-Shien を利用する学校数
	アクションプラン a	【取組内容】 都道府県向け説明会において、オンライン申請の積極的な導入を要請する。
		【取組期限（期間）】 令和 2・3 年度の都道府県向け説明会において周知する。（実施済み）
	アクションプラン b	【取組内容】 年度当初に生徒へのログイン ID/PW を配布・管理することが学校等における事務負担となっていることから、ログイン時におけるマイナポータルを活用等について検討し、セキュリティと利便性の向上を図る。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度中にシステム改修の可否を検討する。（実施済み）
	アクションプラン c	【取組内容】 ユーザーインターフェイスやユーザーエクスペリエンスの観点を含め、e-Shien のヘルプデスクに都道府県・学校から寄せられている意見や改修要望を集約・聴取し、システム改修等に反映させる。
		【取組期限（期間）】 意見・改修要望の集約については、半期に 1 回以上。システム改修への反映については随時。

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

四半期ごとに数値を調査し、7月、10月、1月、4月に更新したスコアカードを公表する。ただし、保護者等収入状況の届出は、毎年7月頃に手続されるため、半期ごと（10月、4月）に数値を調査・公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

e-Shienのヘルプデスクに寄せられている利用者の意見や改修要望を集約・聴取（半期に一回以上）し、システム改修等に反映させる。

システム改修にあたっては、ITに関する専門的な知見をもつ有識者から、ヘルプデスクへの要望を適切に反映したシステム改修であるか、改修にかかる時間・コストが適切かという観点で第三者チェックを受けることを予定している。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。



# 高等学校等就学支援金等

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

4,142億円  
4,169億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,114 億円  
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円  
高等学校等就学支援金事務費交付金 28 億円

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



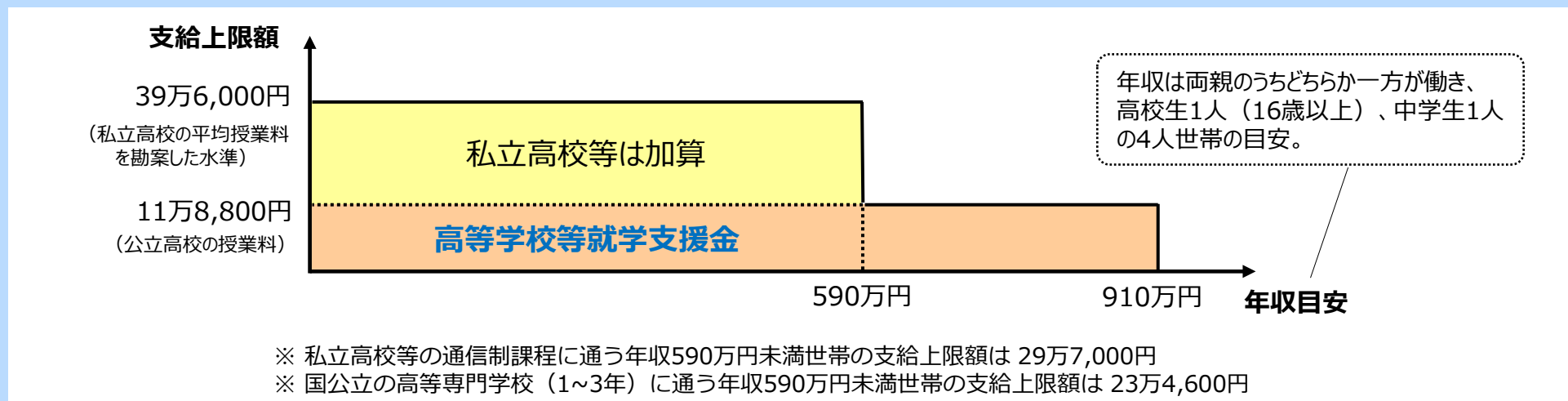
## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給  
(設置者が代理受領)
- ◆ 令和4年度予算案：早生まれの高校生等に係る判定基準を改善

※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため



## 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

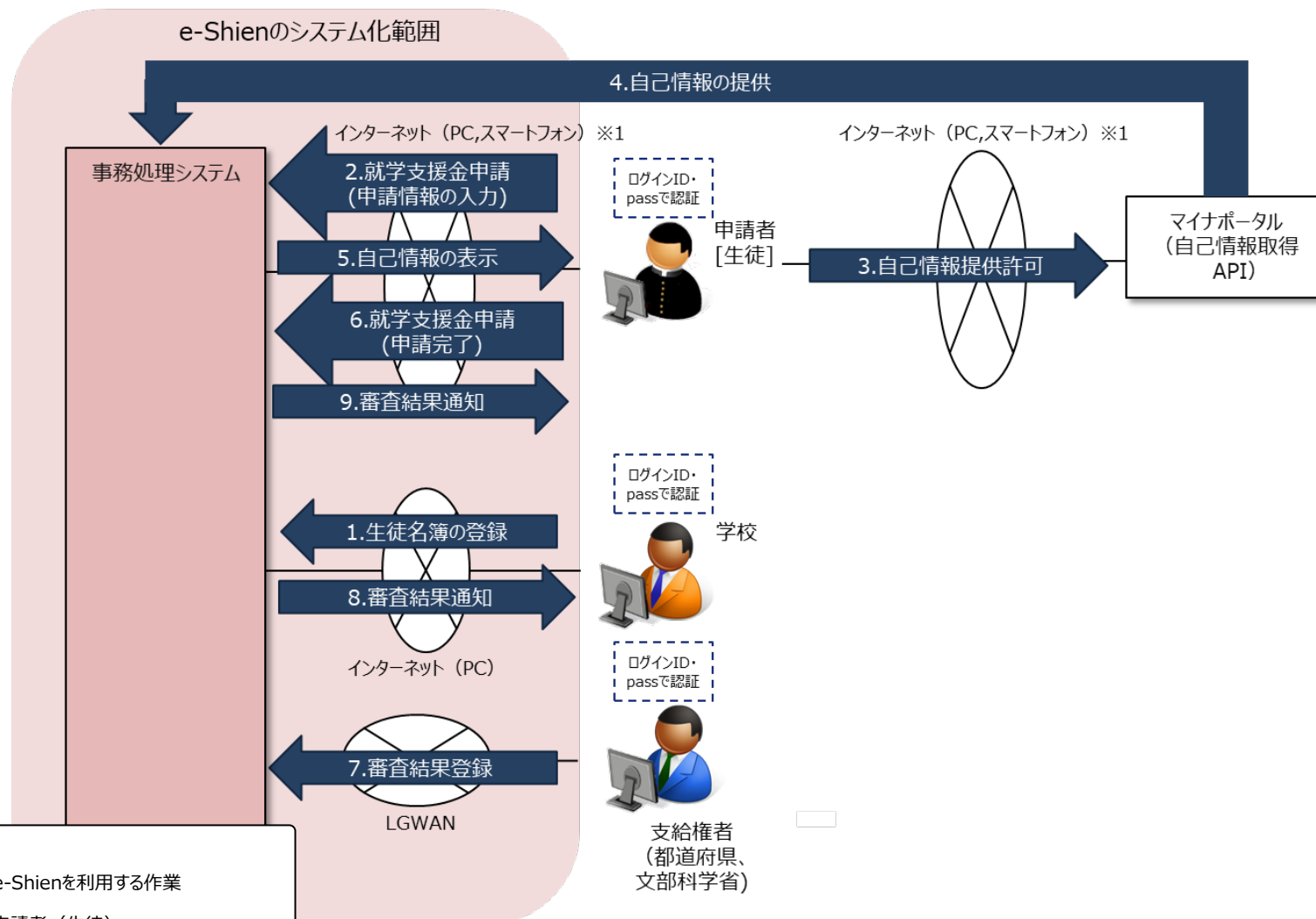
## 支援割合

国 10/10



## e-Shienの業務フロー（マイナポータル（自己情報取得API）を活用して申請する場合）

- 生徒からの就学支援金申請や支給権者等の審査結果登録・通知等を当該システムで実施します。申請時にマイナポータルから自己情報を取得・提出するため、各都道府県から市町村への情報照会等は不要です。



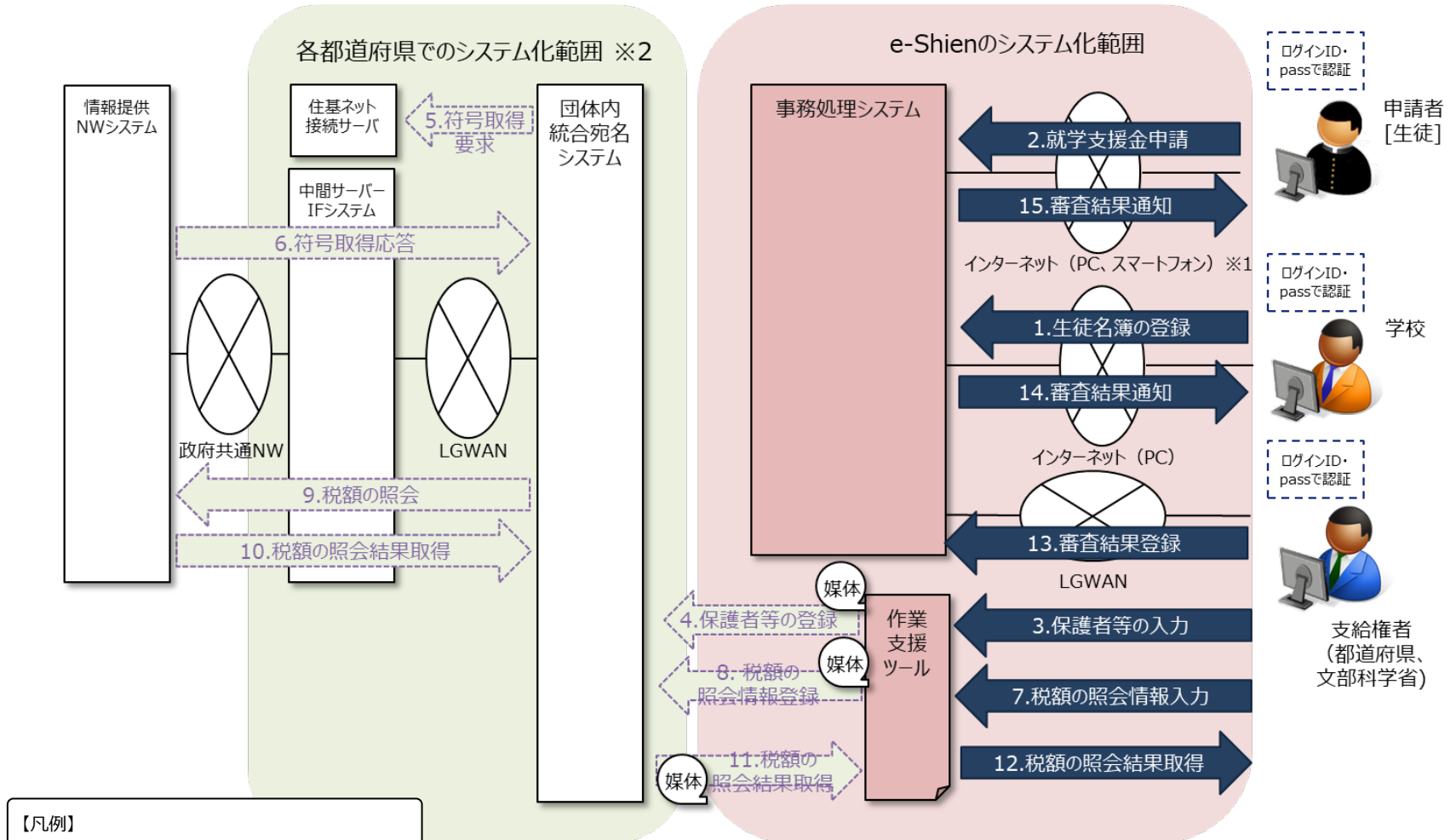
## 【凡例】

- e-Shienを利用する作業
- 申請者（生徒）
- 学校事務担当者
- 支給権者（教育委員会・知事部局）

※1 対応ブラウザ  
【PC】Microsoft Edge, Google Chrome, Apple Safari  
【スマートフォン】iOS Safari, Android Chrome

# e-Shienの業務フロー（個人番号を入力して申請する場合）

- 生徒からの就学支援金申請や支給権者等の審査結果登録・通知等を当該システムで実施し、住基ネット接続サーバや情報提供NWシステムを介した符号取得や情報照会等は各都道府県が用意する統合宛名システム等で実施します。



## 【凡例】

- e-Shienを利用する作業
- 申請者（生徒）
- 学校事務担当者
- 支給権者（教育委員会・知事部局）

※1 対応ブラウザ

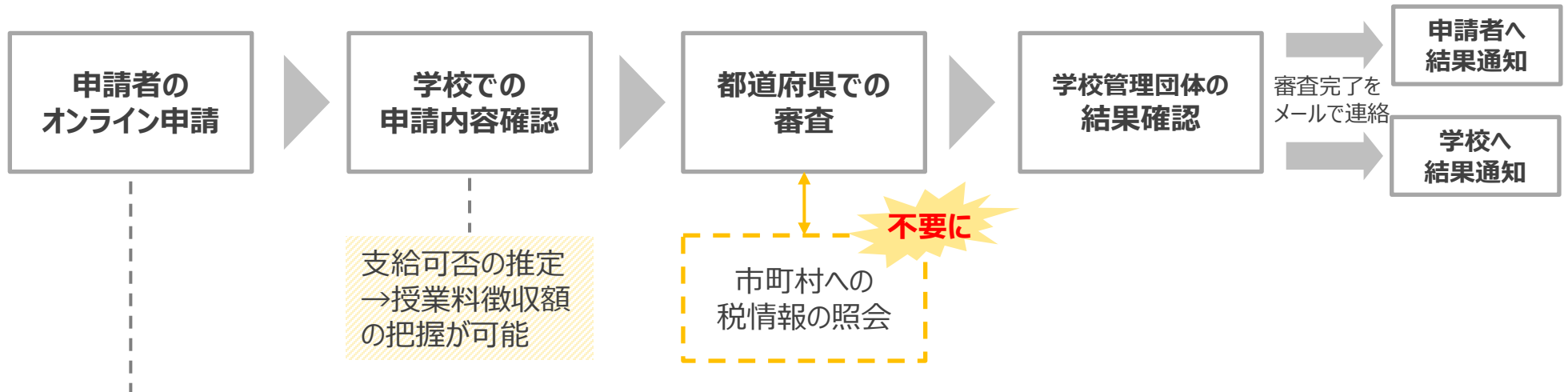
【PC】Microsoft Edge, Google Chrome, Apple Safari  
【スマートフォン】iOS Safari, Android Chrome

※2 国立学校の場合は、e-Shienの範囲に含まれる。

# 高等学校等就学支援金システム（e-Shien）におけるマイナポータル自己情報取得APIの活用

高等学校等就学支援金システム（e-Shien）にマイナポータルとの連携機能を追加することで、以下の改善を行う。

- ・都道府県による**税情報の照会を不要とし、審査を早期化**する
- ・学校で事前に支給可否を推定し、授業料徴収額の把握を可能とする

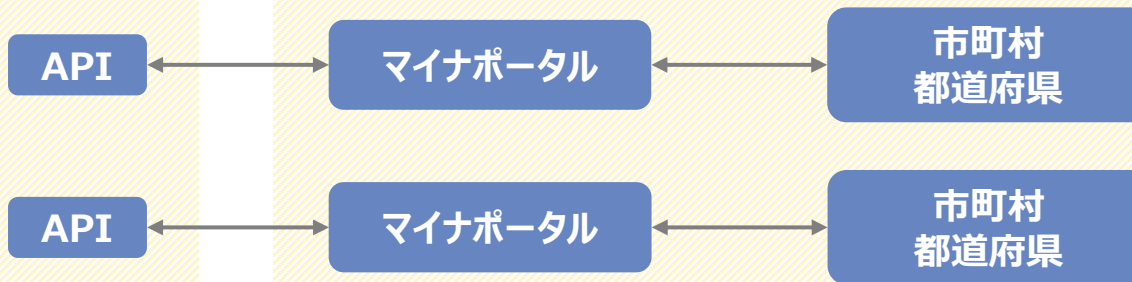


## e-Shien申請画面イメージ

- 生徒氏名 就学太郎
- 保護者 A 就学一郎  
課税標準額 ○○円  
調整控除額 ○○円
- 保護者 B 就学花子  
課税標準額 ○○円  
調整控除額 ○○円

申請

マイナポータル自己情報取得APIの活用  
→ **申請時に税情報の把握が可能**



※保護者A/Bそれぞれのマイナンバーカードが必要

※マイナンバーカードがない申請者は、申請画面にマイナンバーを手入力